証券コード　4576
平成28年３月９日

株　主　各　位

名古屋市中区錦一丁目18番11号
株式会社 デ･ウエスタン･セラピテクス研究所
代表取締役社長　日　高　有　一

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年３月23日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　43頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月24日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
　　名古屋銀行協会　５階　大ホール
３．目的事項
　報告事項　　第18期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役４名選任の件
　　第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため本招集通知をご持参くださいますようご協力お願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.dwti.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、アジア新興国の経済減速等による国内景気への影響が懸念されており、先行きの不透明感は払拭されておりません。

国内医薬品業界におきましては、高齢化や生活習慣病の増加等により医薬品需要は増加傾向にあるものの、後発医薬品への切り替えの加速等から、市場規模の拡大ペースは鈍化しております。

このような状況の下、当社グループは新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により、「グラナテック®点眼液0.4%（一般名：リパスジル塩酸塩水和物、開発コード：K-115）（以下、「グラナテック」）」が緑内障・高眼圧症を適応症として、平成26年12月より国内上市されております。また、抗血小板剤「K-134」につきましては、既に終了した国内後期第Ⅱ相臨床試験の結果を総合的に検討した結果、閉塞性動脈硬化症を適応症とした開発が中止されました。他適応症への応用につきましては、興和株式会社にて検討されています。さらに、ライセンスアウト先のわかもと製薬株式会社により、緑内障治療剤「H-1129（WP-1303）」の非臨床試験が実施されました。

導入品につきましては、眼科用鎮痛剤の日本における再実施許諾権付独占的開発権・製造権・販売権を取得するライセンス契約を６月に英国企業と締結いたしました。また、11月に日本革新創薬株式会社（以下、「JIT」）に対し、ロート製薬株式会社と共同で出資し、当社の連結子会社といたしました。同社は、未熟児網膜症を対象とするシーズの実施許諾を国立大学法人東京農工大学（以下、「東京農工大学」）より受けておりますが、治療薬の開発に加えて12月に東京農工大学と東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合の各々と未熟児網膜症の診断薬の研究開発を目的とした共同研究契約を締結いたしました。

新規開発品につきましては、「H-1129バックアップ化合物（開発コード：H-1337）（以下、「H-1337」）」の化合物最適化を完了しており、メカニズムの解明と非臨床試験に向けた準備を進めております。シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、眼科関連疾患を中心に新薬候補化合物の探索のための研究開発活動を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は61百万円、営業損失は290百万円、経常損失は295百万円、当期純損失は296百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成したため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当連結会計年度末における新薬候補化合物開発状況および当連結会計年度の業績の概況は以下のとおりです。

（イ）新薬候補化合物開発状況

a. ライセンスアウト済パイプライン（導出品）

開発コード	開発中の新薬（対象疾患）	開発段階	起源	ライセンスアウト先
グラナテック	緑内障治療剤 （緑内障・高眼圧症）	国内上市	当社	興和株式会社
K-134（注）	―	―	当社	興和株式会社
H-1129（WP-1303）	緑内障治療剤 （緑内障）	非臨床試験	当社	わかもと製薬株式会社

（注）K-134について：ライセンスアウト先の興和株式会社により、閉塞性動脈硬化症以外の適応症への応用を検討されているため、対象疾患と開発段階は記載しておりません。

b. 導入品

開発コード	開発中の新薬（対象疾患）	開発段階	起源	開発
未定	眼科用鎮痛剤 （眼の手術後疼痛）	臨床試験 準備中	英国企業	当社
未定	未熟児網膜症治療薬・診断薬 （未熟児網膜症）	臨床試験 準備中	国立大学法人東京農工大学	JIT

c. 新規開発品

開発コード等	対象とする疾患等	開発段階
H-1337	緑内障	化合物最適化完了
シグナル伝達阻害剤開発プロジェクト	眼科関連疾患 神経、循環器、呼吸器系疾患	基礎研究

（ロ）当連結会計年度の業績の概況

a. 売上高、売上原価

売上高は、興和株式会社による「グラナテック」の国内販売状況が順調に推移しており、ロイヤリティ収入等61百万円を計上しました。なお、「グラナテック」のロイヤリティ収入には、平成26年12月分のロイヤリティ収入も含まれております。これは、当社は販売額に応じたロイヤリティ収入を得る権利を有しておりますが、新薬の販売初月は返品が発生する影響で純売上高が大きく変動することから、当社のロイヤリティ収入を合理的に見込むことが困難であったため、前事業年度においてはロイヤリティ収入を計上していなかったことによるものです。

売上原価はありません。

b. 販売費及び一般管理費、営業損失

（ⅰ）研究開発費

研究開発費は143百万円となりました。主な内訳は、人件費および眼科用鎮痛剤の導入による支払手数料等であります。

新規開発品につきましては、「H-1337」の化合物最適化を完了しており、メカニズムの解明と非臨床試験に向けた準備を進めております。シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、眼科関連疾患を中心に新薬候補化合物の探索のための研究開発活動を行いました。

なお、当社グループのパイプラインである「グラナテック（国内の緑内障・高眼圧症を適応とした領域を除く）」、「K-134」および「H-1129（WP-1303）」の研究開発費は、ライセンスアウト先の資金により賄われており、当社において研究開発費負担は発生しておりません。

（ⅱ）その他販売費及び一般管理費

その他販売費及び一般管理費は208百万円となりました。主な内訳は、人件費および支払手数料等であります。

これらにより、営業損失は290百万円となりました。

c. 経常損失、当期純損失

営業外収益に受取利息３百万円を計上、営業外費用に新株予約権発行費８百万円を計上したこと等の結果、経常損失は295百万円、当期純損失は296百万円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新薬候補化合物の研究開発やパイプライン拡充のためのM&Aおよび資本・業務提携等を使途として、平成27年９月７日付で第三者割当による行使価額修正条項付第９回新株予約権の発行を実施し、当該新株予約権の発行および行使に伴う新株式100,000株の発行により、91百万円を調達いたしました。また、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により、新株式90,000株を発行し、２百万円を調達いたしました。これらによる資金調達の総額は、93百万円です。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成27年11月20日付で、日本革新創薬株式会社の発行済株式の59.43％を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 15 期 (平成24年12月期)	第 16 期 (平成25年12月期)	第 17 期 (平成26年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	―	―	―	61,818
経 常 損 失(千円)	―	―	―	295,372
当 期 純 損 失(千円)	―	―	―	296,471
１株当たり当期純損失　(円)	―	―	―	12.99
総　資　産(千円)	―	―	―	2,140,035
純　資　産(千円)	―	―	―	2,112,783
１株当たり純資産額　(円)	―	―	―	83.49

（注）第18期（当連結会計年度）が連結計算書類の作成初年度であるため、第17期以前につきましては記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 15 期 (平成24年12月期)	第 16 期 (平成25年12月期)	第 17 期 (平成26年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	112,500	80,000	80,025	61,818
経 常 損 失(千円)	255,181	221,214	191,685	282,097
当 期 純 損 失(千円)	256,137	222,171	192,642	283,196
1株当たり当期純損失　(円)	14.49	10.49	8.47	12.41
総　資　産(千円)	467,616	2,292,033	2,135,689	1,951,221
純　資　産(千円)	452,386	2,269,440	2,116,222	1,930,081
1株当たり純資産額　(円)	24.86	99.99	92.95	82.75

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本革新創薬株式会社	254,800千円	59.43%	医薬品の研究開発および医薬品のコンサルティング

(注) 平成27年11月20日付で、日本革新創薬株式会社の発行済株式の59.43%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題と施策として以下のように考えております。

① 開発パイプラインの拡充

当社グループは、自社の開発品を患者の皆様に届けることを目指しておりますが、新薬開発の成功確率は年々低下しており、保有する開発パイプラインが様々な理由で開発の遅延や中断、中止等になるリスクがあります。そのリスクに対応するためには、開発パイプラインを拡充する必要があると考えております。自社の基礎研究による新薬候補化合物の発見を一層推進するとともに、様々な開発ステージで構成された複数のパイプラインを保有するため、大学や企業等からのインライセンス活動を積極的に進めてまいります。

② 事業領域の拡大とライセンス活動の推進

当社は比較的早期のライセンスアウトを目指しておりますが、ライセンスアウト時の収益性の向上が重要であると考えております。そのため、非臨床試験以降の開発を自社で行い、ライセンスアウト時の収益性の向上を目的として、日本革新創薬株式会社を子会社化いたしました。今後は、子会社等を活用して、事業領域の拡大に取り組み、収益の最大化を図ってまいります。

また、当社グループの収益源は、ライセンスアウトによるフロントマネー収入、マイルストーン収入、上市によるロイヤリティ収入等であるため、製薬会社等との新たな協業が重要な課題となります。そのため、製薬会社等とのネットワークの充実を図り、パートナーが決まっていない開発パイプラインのライセンスアウトを達成するための活動を進めてまいります。

③ 既にライセンスアウトが完了している開発パイプラインの開発支援

当社グループは現在上市された薬剤を１つ保有しておりますが、持続的な企業成長を図るために、今後も研究開発活動を推進していく計画であり、それに掛かる費用も継続することが想定されます。

このため、既に製薬会社にライセンスアウトされている開発パイプラインに対し、製薬会社との協力体制の下、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発パイプラインの早期上市を図ることによって、安定的な経営基盤の構築に努めてまいります。

④ 研究開発体制の効率化

当社グループは、自社で新薬候補品を創製することが大きな強みであるバイオベンチャーです。そのため、今後もこれらの強みを最大限に生かして自社の基礎研究を加速させる予定です。

また、この新薬候補品の価値を高めるために非臨床試験以降についても自社で取組む方針であり、グループが一体となった研究開発体制および設備の構築が必要となります。大学や企業等の外部機関の利用を推進し、効率的な研究開発体制を構築してまいります。

⑤ 財務基盤の充実

当社グループは今後も付加価値の高い収益構造を生み出すことを目指し、開発パイプラインの拡充やステージアップを図る予定であります。そのために必要に応じて、金融・資本市場からの資金調達を実施することにより、当社の財務基盤の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

医薬品および医薬部外品の研究開発

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

本　　社	名古屋市中区
研　究　施　設	三重県津市　国立大学法人三重大学内

② 子会社

日本革新創薬株式会社	名古屋市千種区

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
15名	―

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．当社グループは当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は表示しておりません。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
13名	±０名	37.0歳	7.0年

（注）使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　48,442,000株

② 発行済株式の総数　　22,958,400株

（注）当事業年度中の増加

新株予約権（ストック・オプションを含む）の権利行使により、発行済株式の総数は190,000株増加しております。

③ 株主数　　14,925名

④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日高弘義	3,116,000	13.57
日高有一	2,733,000	11.90
若狭佐智子	768,100	3.34
株式会社ＳＢＩ証券	364,900	1.58
日高邦江	300,000	1.30
日本証券金融株式会社	255,400	1.11
若狭沙綾	214,900	0.93
五十畑輝夫	210,000	0.91
松井証券株式会社	209,400	0.91
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム アカウンツ エム エヌオーエム	152,800	0.66

（注）持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（平成27年12月31日現在）

	第３回新株予約権
発行決議日	平成18年11月10日
区分	取締役
人数	１名
新株予約権の数	750個
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　75,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり　80,000円 （１株当たり800円）
権利行使期間	平成18年11月29日から平成28年11月９日まで
行使の条件	（注）

（注）平成18年11月10日開催の臨時株主総会および同日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年４月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第　８　回　新　株　予　約　権
新株予約権の数	3,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　390,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　850円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　842円
権利行使期間	平成29年４月１日から平成31年３月31日まで
新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）
割当先	当社取締役４名、当社監査役３名および当社使用人６名

（注）１．新株予約権者は、平成28年12月期および平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年12月期の売上高が200百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

(b) 平成29年12月期の売上高が275百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

２．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満

了による退任および定年退職、もしくは会社都合退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

平成27年８月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第９回新株予約権
新株予約権の数	34,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　3,400,000株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　820円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額１株当たり　737円（注）
権利行使期間	平成27年９月８日から平成29年９月７日まで
新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割当てた。

（注）本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が516円を下回ることとなる場合には行使価額は516円とする。

なお、平成17年８月31日に株主総会決議により発行された第１回新株予約権および平成18年３月28日に株主総会決議により発行された第２回新株予約権につきましては、平成27年８月31日をもって行使期間満了となり、権利が失効しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	日 高 弘 義	最高科学責任者	日本革新創薬株式会社　取締役
代表取締役社長	日 高 有 一		日本革新創薬株式会社　取締役
取 締 役	川 上 哲 也	総務管理部長	日本革新創薬株式会社　取締役
取 締 役	山 川 善 之		響きパートナーズ株式会社　代表取締役社長 株式会社ユナイテッドアローズ　社外監査役 株式会社リプロセル　社外取締役 株式会社アドベンチャー　社外監査役 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社 社外監査役
監査役（常勤）	脇 野 常		日本革新創薬株式会社　監査役
監 査 役	岸 澤 修		公認会計士岸澤修事務所　代表 愛三工業株式会社　社外監査役
監 査 役	会 田 隆 雄		

（注）１．日本革新創薬株式会社は、当社連結子会社であります。
２．取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
３．監査役脇野　常、岸澤　修、会田隆雄の３氏は、社外監査役であります。
４．監査役岸澤　修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役山川善之氏および監査役岸澤　修氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取 締 役	４名	73,200千円
監 査 役	３名	12,120千円
合　　計	７名	85,320千円

（注）１．平成27年12月31日現在の役員数は、取締役４名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。
２．上記に記載した報酬等以外に会社役員賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）の保険料を支払っておりますが金額は僅少であります。
３．上記のうち、社外役員４名に対する報酬等の額は、18,120千円であります。

４．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
５．報酬限度額は次のとおりであります。
取締役：年額200百万円（平成17年10月14日開催の臨時株主総会の決議）
監査役：年額 30百万円（平成20年３月27日開催の定時株主総会の決議）

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社ユナイテッドアローズの社外監査役、株式会社リプロセルの社外取締役、株式会社アドベンチャーおよびプレシジョン・システム・サイエンス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役岸澤　修氏は、公認会計士岸澤修事務所の代表および愛三工業株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	山　川　善　之	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	脇　野　　常	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岸　澤　　修	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	会　田　隆　雄	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また当事業年度開催の監査役会15回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づく当社定款の定めにより、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,100千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,100千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当する状況にあると認められる場合は、当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成27年５月14日および平成27年12月17日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、改定は改正会社法の施行および子会社の設置に対応したものです。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社が継続、発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

イ．取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。

ロ．取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

ハ．取締役会は、取締役会規則、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

ニ．定期的に実施する内部監査では、法令、定款および社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する体制を構築しております。

② 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の規程に基づき、安全かつ適正に保存しております。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制

当社および子会社は事業活動上の重大な事態が発生した場合には、当社代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、当社では法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

④　当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規則により定められた事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は子会社の適切な管理および経営内容の的確な把握のため、当社取締役または使用人を出向させることができるようにしております。

また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じ、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。

⑥　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と取締役が協議した上、必要に応じて使用人を配置することといたします。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人の異動、人事考課等については、当該使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

⑨　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することといたします。

⑩　当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を構築しております。

ロ．取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制を構築しております。

ハ．取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築しております。

ニ．監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないよう、取締役および使用人等に周知徹底するものとします。また、「内部通報に関する規程」においても通報者の保護を規定しております。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

⑫　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制としております。

ロ．監査役は、必要に応じて、会計監査人および内部監査担当と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

⑭　反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求等を受けた場合は組織として毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

①　内部統制システム全般

代表取締役社長の指示の下、内部統制プロジェクトチームおよび内部監査担当がモニタリングしリスク評価を行って、必要に応じて改善を進めております。また、内部統制プロジェクトチームは、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

②　グループ経営管理体制

関係会社管理規程を整備し、子会社への指導・支援および子会社からの報告を通じて重要な情報を共有し、当社の取締役会において企業グループとしての判断を行っております。

③　コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を図り、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、内部通報制度による通報・相談窓口の周知に努めました。

④　取締役の職務の執行

毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行っております。また、取締役会規則および職務権限規程等の規程に基づき、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行っております。

⑤　監査役の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議へ出席するほか、重要書類の点検、代表取締役社長との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,024,864	流動負債	27,251
現金及び預金	1,747,080	未払金	11,181
売掛金	22,896	未払法人税等	5,533
有価証券	182,591	その他	10,537
その他	72,295	負債合計	27,251
固定資産	115,170	（純資産の部）	
有形固定資産	4,604	株主資本	1,886,431
建物	1,328	資本金	2,400,024
工具、器具及び備品	3,276	資本剰余金	2,390,024
無形固定資産	1,459	利益剰余金	△2,903,617
投資その他の資産	109,106	新株予約権	30,375
投資有価証券	99,999	少数株主持分	195,976
その他	9,107	純資産合計	2,112,783
資産合計	2,140,035	負債純資産合計	2,140,035

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		61,818
売上原価		―
売上総利益		61,818
販売費及び一般管理費		
研究開発費	143,759	
その他	208,582	352,341
営業損失		△290,523
営業外収益		
受取利息	3,768	
その他	524	4,293
営業外費用		
新株予約権発行費	8,952	
その他	189	9,142
経常損失		△295,372
税金等調整前当期純損失		△295,372
法人税、住民税及び事業税	1,098	1,098
少数株主損益調整前当期純損失		△296,471
少数株主利益		―
当期純損失		△296,471

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当連結会計年度期首残高	2,366,684	2,356,684	△2,607,146	2,116,222	－	－	2,116,222
当連結会計年度変動額							
新株の発行	33,340	33,340		66,680			66,680
当期純損失			△296,471	△296,471			△296,471
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					30,375	195,976	226,351
当連結会計年度変動額合計	33,340	33,340	△296,471	△229,791	30,375	195,976	△3,439
当連結会計年度末残高	2,400,024	2,390,024	△2,903,617	1,886,431	30,375	195,976	2,112,783

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　日本革新創薬株式会社

なお、日本革新創薬株式会社は平成27年11月20日の株式の取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。みなし取得日を、同社の決算日である平成27年12月31日としており、連結財務諸表に関する会計基準注５の規定を適用し、同社の決算日現在の数値を基礎として連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度の連結業績には同社の損益は含まれておりません。

② 非連結子会社はありません。

(2) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　８年～15年

工具、器具及び備品　４年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費　支払時に全額費用処理しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間（20年以内）で均等償却しております。ただし、金額的に僅少のものについては発生時に一括償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　57,812千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　22,958,400株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権の目的（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）となる株式の種類及び数

普通株式　3,300,000株

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の一時的な余資を流動性及び安全性の高い金融資産により運用しております。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。有価証券は、「資金運用管理規程」に従い格付の高いものに限定し、短期運用を行っておりますので、信用リスクは僅少であります。また、運用金額は取締役会で決議された「資金運用計画」の限度内とし、社内規程に定められた職務権限に基づく決裁者の承認を得て運用しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクは僅少でありますが、各部門からの報告に基づき、管理部門が月次で資金繰状況を管理するとともに、日次で資金の残高を確認するなどの方法により、手許流動性を一定水準以上維持することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,747,080	1,747,080	－
(2) 売掛金	22,896	22,896	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	170,530	170,171	△358
資産計	1,940,507	1,940,148	△358
(1) 未払金	11,181	11,181	－
(2) 未払法人税等	5,533	5,533	－
負債計	16,714	16,714	－

（注）１.金融商品の時価の算出方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.非上場転換社債（連結貸借対照表計上額112,060千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから（3）有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

５．企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　　日本革新創薬株式会社

事業の内容　　医薬品、診断薬、再生医療等製品の研究、開発、製造及び販売

②企業結合を行った主な理由

当社は、新薬開発の上流部分である基礎研究に特化しており、一定段階（現在のところ非臨床試験に到達する前の段階を基準としております。）に到達した開発品について、製薬会社へのライセンスアウトを実施しております。しかしながら、非臨床試験に到達する前段階の開発品をライセンスアウトすると、開発品の評価に時間を要するほか、その後の開発戦略もライセンスアウト先に大きく依存するリスクが存在します。

当社は、これらライセンスアウトに関するリスクの事業への影響の軽減を図るために、パイプラインの拡充と非臨床試験以降の開発を自社で行うことを視野に入れて、事業領域の拡大を進めることが重要と考えておりました。

それらを具現化するために、臨床開発を中心とする医薬品開発事業を行う能力を有する日本革新創薬株式会社の設立を以前よりサポートしてまいりました。

この度、主に眼科領域での臨床開発事業へ進出することで、新薬候補品のさらなる価値向上に向けた取組みを一段と加速できるものと考えております。

また、日本革新創薬株式会社は今後開発候補品の導入を進める予定であり、それにより当社のパイプライン拡充に寄与するものと判断しております。

③企業結合日

平成27年11月20日

④企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受による株式取得

⑤結合後企業の名称

日本革新創薬株式会社

⑥取得した議決権比率

取得前の議決権比率　　－％

取得後の議決権比率　59.43％

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるためです。

(2)被取得企業の取得原価

取得原価は300百万円であります。

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

13,275千円

②発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

一括償却しております。

(4)企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	489,364千円
固定資産	316千円
資産合計	489,680千円
流動負債	6,978千円
負債合計	6,978千円

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	83円49銭
(2) １株当たりの当期純損失	12円99銭

貸 借 対 照 表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,536,366	流動負債	21,139
現金及び預金	1,259,390	未払金	10,646
売掛金	22,896	未払費用	2,626
有価証券	182,591	未払法人税等	4,742
原材料及び貯蔵品	3,900	預り金	3,124
前払費用	3,865		
その他	63,722	負債合計	21,139
固定資産	414,854	（純資産の部）	
有形固定資産	4,604	株主資本	1,899,706
建物	1,328	資本金	2,400,024
工具、器具及び備品	3,276	資本剰余金	2,390,024
無形固定資産	1,459	資本準備金	2,390,024
ソフトウエア	1,386	利益剰余金	△2,890,342
その他	72	その他利益剰余金	△2,890,342
投資その他の資産	408,790	繰越利益剰余金	△2,890,342
投資有価証券	99,999	新株予約権	30,375
関係会社株式	300,000		
その他	8,791	純資産合計	1,930,081
資産合計	1,951,221	負債純資産合計	1,951,221

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		61,818
売上原価		－
売上総利益		61,818
販売費及び一般管理費		
研究開発費	143,759	
その他	195,307	339,066
営業損失		△277,248
営業外収益		
受取利息	603	
有価証券利息	3,165	
その他	524	4,293
営業外費用		
新株予約権発行費	8,952	
その他	189	9,142
経常損失		△282,097
税引前当期純損失		△282,097
法人税、住民税及び事業税	1,098	1,098
当期純損失		△283,196

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,366,684	2,356,684	2,356,684	△2,607,146	△2,607,146	2,116,222	－	2,116,222
当期変動額								
新株の発行	33,340	33,340	33,340			66,680		66,680
当期純損失				△283,196	△283,196	△283,196		△283,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							30,375	30,375
当期変動額合計	33,340	33,340	33,340	△283,196	△283,196	△216,516	30,375	△186,141
当期末残高	2,400,024	2,390,024	2,390,024	△2,890,342	△2,890,342	1,899,706	30,375	1,930,081

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

・満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８年～15年

工具、器具及び備品　４年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費…支出時に全額費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「試薬品収入」（当事業年度240千円）及び「為替差益」（当事業年度6千円）は、営業外収益の100分の10以下であるため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外費用の「株式交付費」（当事業年度189千円）は、営業外費用の100分の10以下であるため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	57,812千円

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金	797,779千円
減価償却超過額	9,122千円
未払事業税	1,241千円
たな卸資産	196千円
その他	1,131千円
繰延税金資産小計	809,472千円
評価性引当額	△809,472千円
繰延税金資産合計	－千円

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	82円75銭
(2) １株当たりの当期純損失	12円41銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月10日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　信　勝　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河　嶋　聡　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月10日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　信　勝　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河　嶋　聡　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に関する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び開発研究所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月17日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所　監査役会

常勤社外監査役　脇　野　　常　㊞

社外監査役　岸　澤　　修　㊞

社外監査役　会　田　隆　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役４名全員が任期満了となります。つきましては取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひだか　ひろよし 日高　弘義 （昭和13年１月18日生）	昭和51年４月　京都大学医学部　助教授 昭和53年４月　三重大学医学部　教授 昭和62年８月　名古屋大学医学部　教授 平成10年７月　米国デューク大学　客員教授 平成11年２月　当社設立　代表取締役 平成16年11月　当社　取締役開発研究所長 平成21年３月　当社　開発研究所長 平成21年11月　国立大学法人三重大学学長アドバイザー 平成22年６月　当社　最高科学責任者兼開発研究所長 平成23年３月　当社　取締役最高科学責任者兼開発研究所長 平成24年６月　当社　代表取締役会長兼最高科学責任者（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社取締役（現任）	3,116,000株
2	ひだか　ゆういち 日高　有一 （昭和48年８月24日生）	平成８年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）　入行 平成18年７月　当社　総務管理部長 平成18年７月　当社　取締役総務管理部長 平成19年４月　当社　常務取締役総務管理部長 平成20年12月　当社　代表取締役社長（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社取締役（現任）	2,733,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かわかみ　てつや 川　上　哲　也 （昭和40年３月９日生）	昭和62年４月　日本勧業角丸証券株式会社 （現　みずほ証券株式会社）　入社 平成５年１月　クレディ・リヨネ証券会社 （現　クレディ・アグリコル証券会社）入社 平成８年１月　ダンアンドブラッドストリート ジャパン株式会社　入社 平成11年１月　アイフル株式会社　入社 平成15年３月　イーシステム株式会社　入社 平成19年７月　同社　執行役員　管理本部　本部長 平成22年12月　ユニバーサルソリューション システムズ株式会社 財務部、広報・IR部、法務部　部長 平成24年４月　株式会社多賀製作所　入社 平成26年３月　当社　取締役総務管理部長（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社 取締役（現任）	―株
4	やまかわ　よしゆき 山　川　善　之 （昭和37年８月21日生）	昭和61年４月　日本生命保険相互会社　入社 平成７年９月　イノテック株式会社　企画室長 平成13年９月　株式会社そーせい （現　そーせいグループ株式会社） 経営企画部長 平成15年10月　同社　取締役副社長CFO 平成16年10月　同社　代表取締役副社長CFO 平成18年12月　響きパートナーズ株式会社 設立　代表取締役社長（現任） 平成19年６月　株式会社ユナイテッドアローズ 社外監査役（現任） 平成20年６月　株式会社リプロセル 社外取締役（現任） 平成22年３月　当社　取締役（現任） 平成26年２月　株式会社アドベンチャー 社外監査役（現任） 平成27年９月　プレシジョン・システム・サイ エンス株式会社 社外監査役（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．山川善之氏は社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
山川善之氏は、業界における幅広い見識、企業経営等の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断したものであります。
４．山川善之氏は、平成26年３月27日開催の第16期定時株主総会にて社外取締役に選任されており、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年であります。
５．山川善之氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
６．社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
山川善之氏と当社との間で会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
７．平成16年４月１日付で、京都大学は国立大学法人京都大学へ、三重大学は国立大学法人三重大学へ、名古屋大学は国立大学法人名古屋大学へ、それぞれ移行しております。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役脇野　常および会田隆雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	わきの　ひさし 脇野　常 （昭和23年11月27日生）	昭和42年４月　株式会社東海銀行 （現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年12月　株式会社ユーフィット　入社 平成16年２月　KPMGビジネスアシュアランス株式会社 入社 平成21年１月　あずさ監査法人 （現　有限責任あずさ監査法人）入社 平成23年３月　当社　常勤社外監査役（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社 監査役（現任）	―株
2	あいだ　たかお 会田　隆雄 （昭和18年12月18日生）	昭和42年４月　日本ビクター株式会社 （現　株式会社ＪＶＣケンウッド）　入社 平成８年６月　同社　取締役 平成10年６月　同社　代表取締役常務 平成14年６月　同社　常勤監査役 平成17年６月　同社　顧問 平成18年４月　株式会社アクアキャスト監査役 平成24年３月　当社　社外監査役（現任）	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．脇野　常および会田隆雄の両氏は、社外監査役候補者であります。

３．脇野　常氏は、日本革新創薬株式会社の監査役であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。

４．社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由

脇野　常氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、監査法人、大手金融機関で培われた専門的な知識・経験・見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。

会田隆雄氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験および他社での監査役としての経験を有していることから、経営の監視や適切な助言をいただけると判断したものであります。

５．脇野　常氏が当社監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって５年であります。

６．会田隆雄氏が当社監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年であります。

７．社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要

脇野　常および会田隆雄の両氏と当社との間で会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォン以外の通常の携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんので、ご了承ください。

［議決権行使ウェブサイトURL］ http://www.web54.net

２．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成28年３月23日（水曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
［専用ダイヤル］　0120-652-031（午前９時～午後９時）
［その他のご照会］0120-782-031（平日午前９時～午後５時）

株主総会会場ご案内図

【会　　場】 名古屋銀行協会　５階　大ホール
住　所：名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
電　話：052-231-7851（代）

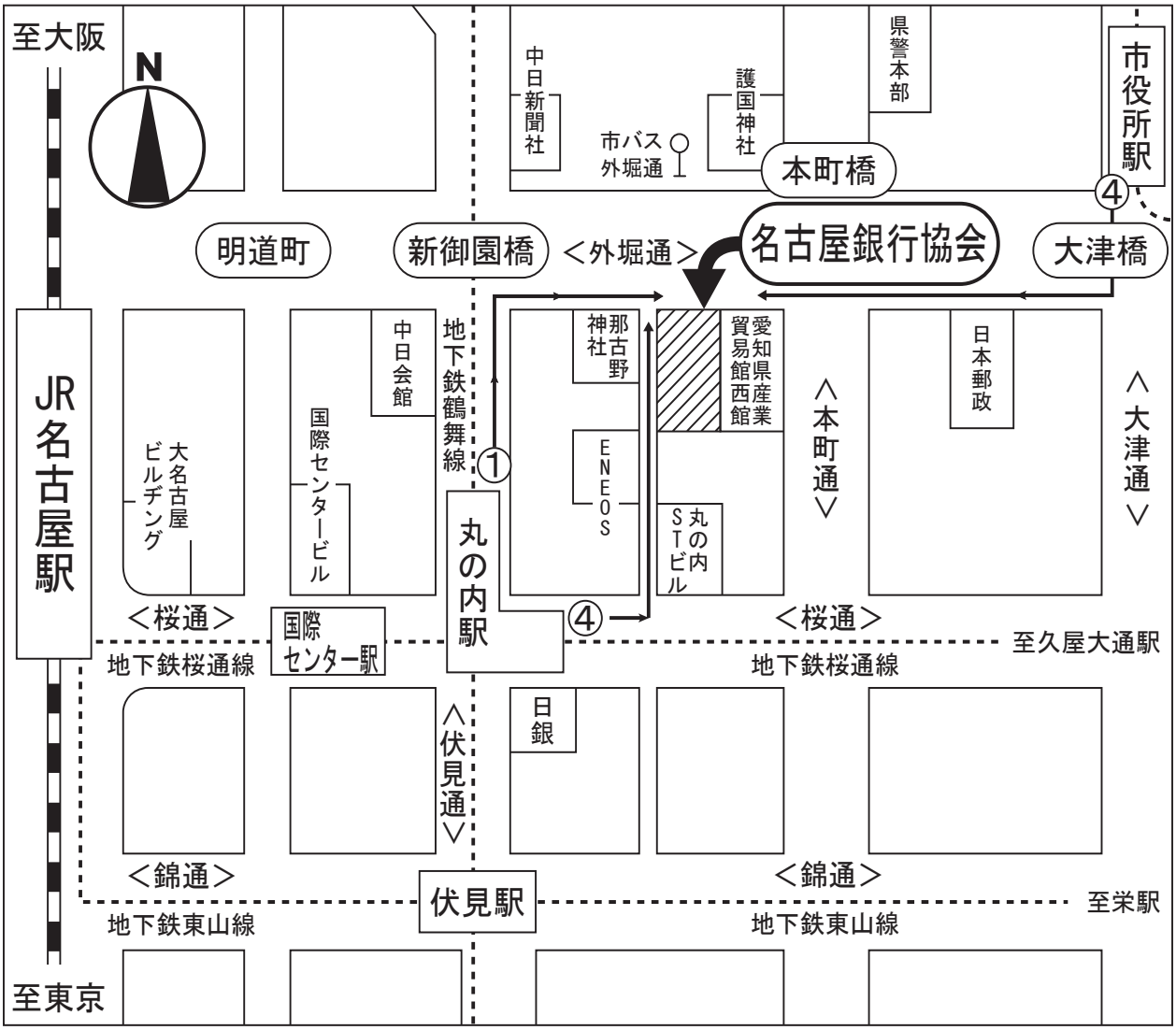

【交通のご案内】

- 地下鉄　桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩６分
  鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩６分
  名城線「市役所駅」④番出口より徒歩８分
- 市バス　名古屋駅（⑨番のりば）より「外堀通」下車すぐ

※　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。